

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針  
の改正について（答申）

平成 1 7 年 8 月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

## 答申に当たって

北海道情報公開・個人情報保護審査会は、北海道情報公開条例や北海道個人情報保護条例に基づく不服申立ての審議や両条例の運営に関する事項の調査審議、また、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方について審議を行うことを目的として、平成17年4月に知事の附属機関として設置された。

道は、北海道個人情報保護条例（以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「事業者指針」という。）を作成し、平成6年10月4日付けでこれを公表してきたところであるが、近年、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しており、また、個人情報の不当な目的での利用・流通、大量漏えい等の危険性に対して道民の意識が高まってきているなど、個人情報を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、当審査会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の施行及び条例の改正に伴い、事業者指針の必要な見直しを図ることに關して、平成17年5月27日に知事から諮問を受け、同年6月30日から審議を重ねた結果、ここに答申を出すに至ったところである。

この答申は、個人情報保護法等の適用を受けない事業者が、個人情報の適正な取扱いを確保するための自主的な措置を講ずることを目的として、事業者指針の改正項目を検討し取りまとめたものであり、今後、道がこの答申の趣旨を十分踏まえて、速やかに事業者指針の改正に取り組み、道の個人情報保護制度が更に充実したものとなることを期待するものである。

平成17年8月2日

北海道情報公開・個人情報保護審査会  
会長 中山 博之

## 目 次

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について . . . . .	1
---	---

### 資料

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（案） . . . . .	2
-------------------------------------	---

### 参考

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況 . . . . .	8
2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿 . . . . .	8

## 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針については、個人情報保護法等における義務規定の趣旨を踏まえ、必要な見直しを行うことが適当である。

### (説明)

個人情報保護法の施行により、個人情報取扱事業者に対しては、個人情報の適正な取扱いに関する義務規定が設けられたが、個人情報保護法の適用を受けない個人情報取扱事業者以外の事業者に対しても、個人情報を取り扱う際のよりどころとして、道として今後とも事業者指針を作成し公表することは、事業者の自主的な措置を促すために依然として必要である。このことから、平成6年10月4日付けで公表されている事業者指針については、個人情報保護法における義務規定の趣旨を踏まえ、必要な見直しを行うことが適当である。

なお、個人情報保護法第7条の規定に基づき閣議決定された個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、かつ、第6条第3項及び第8条の規定に基づき、各省庁から事業等の分野の実情に応じたガイドラインが策定されているが、個人情報取扱事業者以外の事業者についても、ガイドラインの規定を遵守することとしているものが見られることから、見直しを行う際には、ガイドラインとの整合性を図ることが適当である。

事業者指針に規定する項目などについては、別添資料を基本として改正することが適当である。

## 資料

### 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（案）

#### 1 趣旨

この指針は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとし、その保有する個人情報について、適正な取扱いを確保するための自主的な措置を講ずることができるよう作成したものである。

#### 2 定義

- (1) この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) この指針において「事業者」とは、条例第2条第3号に規定する事業者であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者又は法第6条第3項及び法第8条の規定に基づき各省庁で策定されたガイドラインの適用となるもの以外のものをいう。
- (3) この指針において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ 一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (4) この指針において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) この指針において「保有個人データ」とは、事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、次に掲げるもの以外のものをいう。
  - ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
  - オ 6月以内に消去することとなるもの
- (6) この指針において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### 3 個人情報の利用目的

- (1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、事業者の正当な事業の範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- (2) 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

#### 4 個人情報の取得

- (1) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、適法かつ公正な手段によって行うものとする。
- (3) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。
- (4) 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- (5) 事業者は、(4)の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- (6) 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は公表するものとする。
- (7) (4)から(6)までの規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - ア 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - イ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - エ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### 5 個人情報の利用

- (1) 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。
- (2) 事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - ア 法令に基づく場合
  - イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ること

が困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 6 個人データの提供

(1) 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、(1)の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

ア 第三者への提供を利用目的とすること。

イ 第三者に提供される個人データの項目

ウ 第三者への提供の手段又は方法

エ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(3) 事業者は、(2)のイ又はウに掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(4) 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、(1)から(3)までの規定の適用については、第三者に該当しない。

ア 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

イ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

ウ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(5) 事業者は、(4)のウに規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 7 保有個人データに関する事項の公表等

- (1) 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。
  - ア 当該事業者の氏名又は名称
  - イ すべての保有個人データの利用目的（4の(7)のアからウまでに該当する場合を除く。）
  - ウ (2)又は9の(1)から(4)までの規定による求めに応じる手続等に関する事項（9の(12)の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
  - エ 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - ア (1)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - イ 4の(7)のアからウまでに該当する場合
- (3) 事業者は、(2)の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

## 8 個人データの適正管理

- (1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データを取り扱う事業を委託する場合は、受託者に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 9 自己に関する保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付等による方法により、遅滞なく、当該保有個人データの開示を行うものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - ア 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - イ 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ウ 法令に違反することとなる場合
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという理由又は不正手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (5) 事業者は、(1)の規定に基づき保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、(2)の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき若しくは訂正等を行わない旨の決定をしたとき、(3)の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は(4)の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
- (6) 事業者は、(5)又は7の(3)の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。
- (7) 事業者は、7の(2)の規定による利用目的の通知又は(1)から(4)までの規定による保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者への提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行うものとする。
- (8) 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- (9) 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。
- ア 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - イ 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- (10) 事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。
- (11) 事業者は、7の(2)の規定による利用目的の通知又は(1)の規定による開示を求められたとき

は、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

(12) 事業者は、(11)の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

#### 10 苦情相談等の処理

事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、必要な体制整備を行い、本人からの自己に関する個人情報の取扱いに関する苦情相談等があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めるものとする。

参 考

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

日 程	審 議 内 容
5月27日	・知事から審査会への諮問 ・諮問項目の説明 ・特別部会へ付託
6月30日	・審議 「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について」 ・改正の趣旨について ・規定項目について ・答申案素案について
7月29日	・答申案について審議
8月2日	・答申案決定

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿（平成17年5月27日現在）

（五十音順）

氏 名	役 職 名	備 考
織 田 有 基 子	北海学園大学法学部教授	
白 取 祐 司	北海道大学大学院法学研究科教授	
竹 田 恒 規	北星学園大学経済学部経済法学科講師	
田 端 綾 子	弁護士	
中 嶋 恭 介	弁護士	
中 山 博 之	弁護士	会長
新 山 一 範	北海学園大学法学部教授	
本 城 孝 一	弁護士	副会長
村 川 亘	道都大学経営学部教養教室教授	
吉 川 正 也	弁護士	